

相模原市立環境情報センターの次期指定管理者公募に向けた サウンディング型市場調査の結果概要を公表します

令和8年度に予定している相模原市立環境情報センターの次期指定管理者の公募に向け、施設の今後の管理運営に関し、市場性の有無や民間のアイデア等を聴取するため、民間事業者等の皆様との直接対話をを行う「サウンディング型市場調査」を実施いたしましたので、その結果の概要を公表します。

1 実施経過

令和7年 9月 3日（水） 実施要領の公表

令和7年10月 1日（水） 事前説明会・現地見学会の開催【参加団体：8団体】

令和7年11月 7日（金）
～12日（水） 対話の実施【参加団体：5団体】

2 調査内容

（1）調査対象施設

施設名：相模原市立環境情報センター

所在地：相模原市中央区富士見1丁目3番41号

（2）主な対話内容

- ・施設の設置目的の達成に向けた取組について
- ・施設の効果的な活用方法について
- ・施設の管理運営について

3 結果概要

別紙のとおり

4 今後の予定

今回のサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、令和8年度に予定している相模原市立環境情報センターの次期指定管理者の公募に向け、検討を進めてまいります。

【問合せ先】

ゼロカーボン推進課

直通電話 042-769-8240

結果概要

1. 施設の設置目的の達成に向けた取組について

(1) 環境学習の推進のための取組について

- ・ 来てもらうだけでなく、小学校や自治会等に出向いて授業を行うことが必要である。
- ・ 趣味を切り口にした講座を実施することで、幅広い層の参加を図れる。
- ・ 平日は人を呼び込むことが難しいため、土日・祝日に開催することが良い。
- ・ ワークショップを開催することで、休日に親子で行ける場所として活用してもらえる。
- ・ 環境と関係のない団体とも連携することで副次的な効果が見込める。
- ・ 環境学習は敷居が高いため、誰でも立ち寄っていい場所であることを周知する必要がある。

(2) 市民等の自主的かつ主体的な環境活動を促進するための取組について

- ・ 自らの活動のアピールが難しい中小企業の環境活動支援を担っていくことが重要である。
- ・ エコネットの輪プログラムのパンフレット刷新が必要である。
- ・ フォトグランプリなどの市民参加型の企画を実施することで、市民の主体的な動きを呼び起こせる。
- ・ 環境学習と他の楽しみを掛け合わせた企画の実施も市民の主体的な活動を促進できる。
- ・ 環境活動の担い手の高齢化が課題となっている。

(3) 環境情報の効果的な収集及び発信方法について

- ・ インフルエンサーに協力してもらうことで、効果的な情報発信が可能である。
- ・ 貸出図書の情報をシステム化することで「環境情報の集積拠点」の機能強化が図れる。
- ・ 専門的すぎる情報が多いと、市民が気軽に利用しづらくなる。
- ・ 市内近郊の大学や学術機関と連携し情報収集を行うことで、市民に幅広い情報発信が効率的にできる。

2. 施設の効果的な活用方法について

(1) より多くの来館者を呼び込むための取組について

- ・ 環境以外の分野も掛け合わせることで、市民が訪れる多様な動機を創出することができる。
- ・ 学校の長期休みに合わせた大型イベント開催により、多くの子どもとその保護者の来館を見込むことができる。
- ・ 子どもをターゲットにすることで、その保護者である30～40代の来館も同時に見込むことができる。
- ・ 開催日を固定した自由工作の日などを設けることで、利用者の認知が進みリピーターの獲得につなげることができる。

(2) エコギャラリー等のフリースペースの効果的な活用方法について

- ・ エコギャラリーの機能を維持しながら、市民のフリースペースとして開放すると良い。
- ・ 市内近郊の大学との連携による展示も有効である。

(3) 学習室及び活動室の有効活用方法（空室を解消するための手法等）について

- ・ 周辺施設は貸室が埋まることがあるため、需要はあると考える。
- ・ 利用状況に応じ、学習スペースとして活用する。
- ・ 夜間利用の需要はあまりなく、利用率を伸ばすことは難しい。
- ・ リーフレットを刷新する必要がある。

(4) その他、施設を活性化するための事業、PR 広報等について

- ・ 他施設との連携を図ることで相互波及効果が得られる。
- ・ ホームページの改修が必要である。
- ・ 市場に出ない野菜の販売等のイベントを実施する。

3. 施設の管理運営について

(1) 指定期間について

- ・ 3年では成果が出しづらく、採算も取りづらい。
- ・ ある程度十分な期間がないと、利用者等の定着が見込めない。
- ・ 行動変容や成果が見られるまでには一定の期間が必要である。
- ・ 運営体制の安定化にかかる期間を考えると3年では難しい。

(2) 事業委託等、指定管理者制度以外での枠組みにおける運営形態の可能性について

- ・ 自由度の高い指定管理者制度という手法が効果的である。
- ・ SNSなど即時性の必要な情報発信は指定管理の方がやりやすい。
- ・ 事業委託の場合は所管課の事務負担が増加する恐れがある。

(3) 運営体制について（配置人数、職員体制等）

- ・ 2名の配置で運営可能である。
- ・ 公募の際に、配置人数は縛らない方が良い。
- ・ 閉館時間が固定化されている方が職員配置しやすい。

(4) 事業経費について

- ・ 賃金スライドの導入を検討してほしい。
- ・ 年1回、経費見直しのための協議を実施してほしい。
- ・ ホームページ改修のための経費は追加で必要である。
- ・ 新規展示物設置のための経費は追加で必要である。
- ・ 人件費のほか消耗品費や報酬費など、多くの支出項目が物価高騰の影響があるため、指定管理料の増額が必要である。

4. その他

(1) 令和3年度の指定管理者募集要項について（参入にあたり課題と感じる事項について）

- ・ 講座やイベントの目標回数を増やしていく場合は、参入が難しくなる可能性がある。
- ・ 講座参加者数の増よりも来館者数の増を目標としていくことが重要である。
- ・ 年間50回の環境学習事業を行うと指定管理者の自主的な企画・運営に充てる余力がなくなるおそれがある。
- ・ 事業回数よりも参加者数を目標とした方が自由度の高い事業実施が可能である。